

2018年7月8日

大阪・長谷川テル顕彰の会

「申し合わせ」

会の名称

「大阪・長谷川テル顕彰の会」とする

会の目的

長谷川テルは奈良女子高等師範在学中、「国、民族、言語の違いを越えて世界平和を求める」世界共通語エスペラントを学び行動する中で、治安維持法違反で検挙され、同校を退学させられた。1937年日中戦争勃発直前に上海に渡り、夫劉仁とともに中国のエスペランチストと協力して反戦活動に従事し、38年からは武漢重慶から毎日のように日本将兵に向かってラジオ放送で反戦を訴えるとともに、世界中に日本軍国主義の犯罪的な侵略行為を告発し続けた。47年佳木斯で34歳という若さで病死、中国によって劉仁と共に手厚く葬られている。会は、長谷川テル女史の国際反戦の事蹟を日本の国内外に広く紹介し、顕彰し、その志を受け継いでいく。

会の事業

会の目的を実現するため以下の事業を行う

- (1) 全国各地で進められる長谷川テル顕彰の事業と連携、協力する。長谷川テルの資料の収集、調査、研究。学習会、講演会、朗読劇の開催および講師の派遣。奈良の古刹般若寺境内への記念碑の設置と紹介。中国佳木斯への墓参、テル女史ゆかりの地への訪問。「希望の鳩・ウェルダマーヨ、長谷川テルの歌（ケイシュガー作詞・作曲）」および合唱曲の普及（演奏会やCD）。
- (2) 大阪の会独自の取り組みと全国への協力依頼。長谷川テルが、生涯に日本語・エスペラント語、中国語で発表した作品を網羅する「日本語版・長谷川テル全作品集」をエスペランチスト、日本中国の研究者の協力をえて刊行する。

会の運営

「大阪・長谷川テル顕彰の会」の目的に賛同し、会費（年間2000円）を収める会員によって運営される、ゆるやかな市民組織とする。共同代表2名と事務局をおき、年1回の総会で事業報告・会計報告・翌年の事業計画を諮り、会員の承認をえる。必要不可欠な諸規則および執行体制は会の発展にともない、総会ごとに整備していく。

会の事務局

事務局を「日本中国友好協会大阪府連合会」および「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟大阪府本部」におく。この両会の会長を「大阪・長谷川テル顕彰の会」の共同代表（当面は渡辺武、有川功両名）とする。

事務局の住所、担当責任者と連絡先

(1) 〒530-0013 大阪市北区芝田2-3-19 東洋ビル本館 207号室

日本中国友好協会大阪府連合会内

（担当責任：平松悦雄、松尾豊、山本恒人）Tel 06-6372-8131 Fax 06-6372-8132

(2) 〒大阪市天王寺区寺田町2-6-2 東大阪ビル3F

治安維持法犠牲者国家賠償同盟大阪府本部内

（担当責任：塩田一行、佐野彰義）Tel & Fax 06-6772-7555

*この「申し合わせ」は、7/8の結成のつどいで「案」として提案され、承認されたものです。